

介護保険事業者指定に関する各種届出に係る留意事項について

I 事業者指定関係

(居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者 共通)

1 各申請・届出提出期限

申請等区分	提出期限	備考
指定申請	事業を開始しようとする日の30日前	申請前に協議が必要
更新申請	有効期間満了の2月前	・6年間ごと ・みなし指定は更新申請不要
変更届	変更日から10日以内	・変更が必要な項目 ☞参考資料1、2参照 ・必要に応じて現地調査を実施 ☞事業所の所在地の変更、建物の構造、専用区画の変更等 ☞施設・通所系の場合は必要に応じ、建築基準法、消防法関係の書類についても確認を行う ※みなし指定も必要
休止・廃止	休止日・廃止日の1月前	休止予定期間は最長で休止日から1年間
再開届	再開日から10日以内	・基準要件を満たしているか確認あり ・現地調査あり ☞新規指定同様、人員・設備基準について確認

2 各種届出に関する注意事項

(1) 各種必要書類について

南部箕蚊屋広域連合ホームページにてご確認ください。

(2) 更新申請について

更新申請にあたって、変更届を要する事項が未届であることが判明した場合は、まず変更届を提出してください。

(3) 変更届について

変更の届出が必要な項目及び添付書類については、参考資料1～3をご参照ください。また、変更届に伴い、「介護サービス情報公表システム」への掲載内容（法人・事業所の名称、代表者の氏名、住所等の基本的なものに限ります。）について変更が必要な場合は、「介護サービス情報（基本情報）の変更に関する申出書」を鳥取県長寿社会課に送付してください。

II 介護給付費算定に係る届出について

1 介護給付費算定に係る届出について

(1) 届出が必要な場合

介護給付費算定に係る体制等を変更する場合に届出が必要です。

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目が変更になる場合で、具体的には、以下のような場合です。

- ・各種加算の算定を開始・終了する場合（全サービス）
- ・人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合（通所・施設サービス）
- ・年度替わり等で事業所規模が変更になった場合（通所サービス）
- ・事業所評価加算の申出をする場合（介護予防通所サービス、通所型サービス）
- ・介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合（全サービス）

(2) 届出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（参考資料3参照）
- ・その他要件を満たすことがわかる書類等

(3) 届出書類作成上の注意点

- ・新たに加算等の算定を開始する場合は事前の届出となります。提出期限が守られない場合は、予定通りの加算算定ができません。
- ・みなし指定の事業所も届出が必要です。
- ・体制等状況一覧表には、変更箇所以外の体制にも『■』を付してください。

(4) 介護給付費算定に係る体制届の期限

加算等の内容	提出期限	報酬に反映される時期
単位が増える場合	毎月15日以前の届出	翌月のサービス提供分から
	毎月16日以降の届出	翌々月のサービス提供分から
単位が減る場合	事由発生後、速やかに	事由が発生した日のサービス提供分から

2 各種加算に関する注意事項について

(1) サービス提供体制強化加算

本加算は、原則として、前年度の職員の割合の実績に応じて算定の可否が判断されることから、毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認する必要があります。

職員の割合は、前年度の実績（4月～2月の11カ月間）により算定します。（4月1日から新規算定、変更及び廃止する場合、3月15日までに提出してください。）割合は、毎月計算し、変更がない場合でも算定した記録を5年間保管してください。

(2) 特定事業所集中減算（居宅介護支援）

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、本減算の判定を行い、その結果を南部箕蚊屋広域連合へ報告してください。（南部箕蚊屋広域連合では、判定結果によらず、全ての居宅介護支援事業所に報告をお願いしています）

判定期間	減算適用期間	提出締切
前期（3月1日～8月末日）	10月1日～3月31日	9月15日
後期（9月1日～2月末日）	4月1日～9月30日	3月15日

※算定した記録を5年間保管してください。

(3) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に係る届出について

令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知（介護保険最新情報 vol.1133）において、令和5年度以降の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的な考え方と使用する様式が示されました。

◇計画書の提出について

令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定を行う事業所は、令和5年度分以降の様式（新様式）を使用し、令和5年4月15日までに処遇改善計画書を提出してください。

◇実績報告の提出について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、他の加算とは異なり、毎年度、実績報告書の提出が必要となっています。各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末までに、実績報告を提出してください。

令和4年度介護職員処遇改善実績報告書の提出には、以下の様式（令和4年度分様式（一部変更有））を使用してください。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（令和4年度）	別紙様式3-1
介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）	別紙様式3-2
介護職員等ベースアップ等支援実績報告書（施設・事業所別個表）	別紙様式3-3

※鳥取県長寿社会課HP参照 <https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

Ⅲ 業務管理体制に係る届出書

1 介護保険法による義務付け（介護保険法 115 条の 32）について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

整備すべき業務管理体制（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39）

事業所等の数	整備すべき体制
1 以上 20 未満	法令遵守責任者の選任
20 以上 100 未満	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程
100 以上	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程 + 業務執行監査

注 1) 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

注 2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除きます。

2 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法（以下「法」という）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが想定されます。

また、法務部門を設置していない事業者の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

3 届出先について（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40）

事業所等の所在状況	届出先
事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ 2 以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
全ての事業所等が 1 の都道府県の区域	鳥取県知事
施設サービス以外の介護サービスを行う事業者であつて、主たる事業所の所在が南部箕蚊屋広域連合管内	南部箕蚊屋広域連合長

※ 鳥取県知事については、主たる事業所がある管内の総合事務所に提出してください。

変更の届出が必要な項目

番号	サービスの種類 変更の届出項目	居宅サービス											支援		
		訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	居宅 療養	通所 介護	通所 リハ	短期 生活	短期 療養	特定 施設	用具 貸与	用具 販売	居宅 支援	予 防支 援
1	事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所（施設）の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	事業（開設）者の名称・主たる事業所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	備品		○												
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	サービス提供責任者の氏名及び住所等	○													
10	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関		○					○		○					
12	事業所の種別			○	○	○		○		○					
13	提供する居宅療養管理指導の種類					○									
14	事業実施形態 （単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）							○							
15	入院患者又は入所者の定員							○	○						
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）										○				
17	併設施設の状況等														
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号									○			○	○	
19	その他必要と認められる事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 変更の状況が分かる書類を添付してください。

変更の届出が必要な項目

番号	サービスの種類 変更の届出項目	地域密着型サービス									総合事業	
		定期巡回	夜間訪問	地密通所	認知通所	小多機	認知共生	地密特定	地密福祉	看多機	訪問型	通所型
1	事業所・施設の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所・施設の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	代表者の氏名、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 変更の状況が分かる書類を添付してください。

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の添付書類

加算等の内容に応じ添付が必要となる様式は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の備考に示してありますのでご確認ください。(様式は、南部箕蚊屋広域連合ホームページよりダウンロードできます)

様式	様式名称
5	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について
5-2	地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について
6	平面図
7	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
別添	テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書
8	緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書
8-2	看護体制強化加算に係る届出書((介護予防)訪問看護事業所)
8-3	看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)
9	夜間看護体制に係る届出書
9-2	看護体制加算に係る届出書(短期入所生活介護事業所)
9-3	看護体制加算に係る届出書
9-4	看取り介護体制に係る届出書
9-5	看取り介護体制に係る届出書
9-6	看取り連携体制加算に係る届出書(小規模多機能型居宅介護事業所)
9-7	看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)
10	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)
10-2	特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書(訪問介護事業所)
10-3	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書
10-4	特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)
10-5	情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書
11	栄養マネジメント体制に関する届出書
12	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
12-2	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護)
12-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)
12-4	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)
12-5	サービス提供体制強化加算に関する届出書((介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)
12-6	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護)
13-1-1	介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出
13-1-2	介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

13-2	介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出
13-3	介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出
13-4	介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出
13-5	介護医療院(Ⅰ型)の基本施設サービス費に係る届出
13-6	介護医療院(Ⅱ型)の基本施設サービス費に係る届出
14	訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書
15	定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)
16	日常生活継続支援加算に関する届出書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
16-2	テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書
17	訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出
18	通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出
19	ADL維持等加算に係る届出書((地域密着型)通所介護事業所)
20	入居継続支援加算に関する届出
20-2	テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書
21	配置医師緊急時対応加算に係る届出書
22	テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書
23	褥瘡マネジメントに関する届出書
24	介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出
25	介護療養型医療施設の移行に係る届出
26	認知症専門ケア加算に係る届出書
27	生活相談員配置等加算に係る届出書
28-1	中重度者ケア体制加算に係る届出書
28-2	利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)
29-1	認知症加算に係る届出書
29-2	利用者の割合に関する計算書(認知症加算)
30	医療連携強化加算に係る届出書(短期入所生活介護事業所)
31	総合マネジメント体制強化加算に係る届出書
32	24時間通報対応加算に係る届出書(夜間対応型訪問介護事業所)
33	訪問体制強化加算に係る届出書
34	夜間支援体制加算に係る届出書((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所)
35	医療連携体制加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)
36	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
37	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について
38	サービス提供体制強化加算に関する届出書(通所型サービス)